

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条（第3号を除く。）、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町32番地の1

奈良市^{おんじょう}音声館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町2番地の1

奈良町くりえいと

代表 公益社団法人奈良まちづくりセンター

理事長 藤野 正文

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市^{おんじょう}音声館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市^{おんじょう}音声館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市^{おんじょう}音声館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町1083番地の1

名勝大乘院庭園文化館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高畑町1096番地

株式会社奈良ホテル

代表取締役社長 原田 隆太

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 名勝大乘院庭園文化館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市井上町11番地

奈良市奈良町南観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西登美ヶ丘一丁目6番3号

有限会社くるみの木

代表取締役 石村 由喜子

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市奈良町南観光駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市奈良町南観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

履 歴 書

氏 名 藤 田 秀 紀

生年月日 ██████████

現住所 ██

学 歴

██████████ ██

職 歴

██████████	██████████
██████████	██████████
██	████████████████████
██	██████████
	████████████████████
██████████	██████████
██	██
██████████	██████████
██	██

資 格

██████████ ████████████████████

